

資格の学校 **TAC** 平成 25 年度 東京都 I 類 B [行政/一般方式] 採用試験

専門記述 憲法 【解答例】

問題

法の下の平等の意義について述べた上で、平等原則違反の違憲審査基準について、最高裁判所の尊属殺重罰規定違憲判決に言及して説明せよ。

解答のポイント

平成 24 年は条例制定権の範囲と限界に関する問題であったため、平成 25 年は人権から基本判例をベースにした出題が予想されていた。今回の問題は平成 21 年度の裁判所事務官 II 種とほぼ同様の問題である。

まず、前段は「法の下」、「平等」の意味を簡潔に言及したい。後段は、学説と判例とで大きく考え方の異なるところであるが、問題文では尊属殺重罰規定違憲判決に言及することが求められているので、判例の考え方を正確に説明すると良いだろう。

解答例

1. 法の下の平等については、「法の下」と「平等」の意味が問題となる。

- (1) まず「法の下」とは、行政権・司法権による法適用の平等のみならず、法内容の平等をも意味する。なぜなら、不平等な内容の法を平等に適用しても、平等の保障は実現されないからである。
- (2) 次に「平等」とは、人を機械的に全く均等に取り扱うこと（絶対的平等）を意味するのではなく、性別、財産等事実に・実質的な差異を前提として、同一の事情と条件の下では均等に取り扱うこと（相対的平等）を意味すると解される。

よって、合理的理由のある取扱上の違いは、平等原則違反とはならない。なぜなら、人には事実上の差異がある以上、かかる差異を無視して機械的に取り扱うと、かえって不平等な結果となるからである。

なお、憲法 14 条 1 項後段は例示列挙したにすぎず、列挙事由以外の不合理な差別も平等原則違反となる。

以上より、具体的事例で法令等が平等原則違反となるのは、当該法令等における取扱上の違いに合理的理由が認められず、不合理な差別となる場合である。

2. では、合理性の有無についてどのように判断されるか、平等原則違反の違憲審査基準が問題となる。

- (1) 判例は、憲法 14 条 1 項後段列挙事由は単なる例示にすぎないと考え、後段列挙事由に基づくか否かにかかわらず、「合理性」の有無を審査する。具体的には、事案ごとに、取扱上の差異を認める法令等について、立法目的の合理性、立法目的の達成手段の合理性の両面から審査して、平等原則違反の有無を判断している。

(2) すなわち最高裁判所は、尊属殺重罰規定違憲判決において、次のように目的・手段審査を行っている。殺人罪（刑法 199 条）より重く処罰する尊属殺人罪（旧刑法 200 条）は、立法目的である尊属に対する尊重報恩自体には合理性がある。しかし、刑罰を死刑又は無期懲役に限定するのは、執行猶予の可能性が無い点で、立法目的達成手段としては甚だしく均衡を失っている。よって、尊属殺人罪（旧刑法 200 条）は、手段の合理性が認められず、著しく不合理なものとして、平等原則違反になるとしている。

以上

(863 字)

TAC 生はココで解けた！

専門記述対策レジュメ（法律系）P. 87 の参考問題 5-1（裁判所事務官Ⅱ種－平成 21 年度）とはほぼ類似の問題である。この問題を検討していれば、上位合格答案が書けたと推測される。また、直前期オプション講座「東京都Ⅰ類B法律系記述対策セミナー」レジュメの P. 29 にも同様の問題の解答例が掲載してある。